

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

緊急事態措置の実施について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、政府対策本部会議は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項に基づき、本県を緊急事態措置を実施すべき区域とし、その期間については、5月12日（水）0時から5月31日（月）24時までとすることを決定しました。これを受け、県として、県民及び事業者の皆様は次のとおり要請することとなりましたのでお知らせします。

各校には、従前より、授業・学校行事・部活動等における感染防止対策、学生等への注意喚起の徹底をお願いしているところですが、改めて、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図っていただくとともに、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

なお、令和3年度の授業の実施や感染対策につきましては、令和3年3月4日付文部科学省高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」に基づき、徹底した対策を講じていただきますようお願いいたします。

記

1 県民への要請

- ・日中も含め、不要不急の外出・移動を自粛する。
特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底する。
(生活や健康の維持に必要な場合を除く。)
- ・感染対策が徹底されていない、または休業要請等に応じていない飲食店等の利用を控える。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避ける。他

2 飲食店等への要請

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業
- ・酒類又はカラオケ設備の提供を行わない飲食店等の営業時間の短縮
(5時から20時までとする。)

3 集客施設への要請

別添「施設・催物関係の主な緊急事態措置の概要②、③」のとおり

4 催物の取扱い

- ・人数上限5,000人 かつ、収容率50%
- ・開催は21時までとする。他

5 事業者等への要請

- ・出勤者数の7割削減を目指す。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。他

※別添資料 緊急事態措置の実施について
施設・催物関係の主な緊急事態措置の概要
感染状況に応じたイベント開催制限等について（概略）

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 津田
T E L：092-643-3127
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp